## (様式第1別紙)

1. 遺伝資源の適法な取得に係る事項		2. 遺伝資	「源の利用(研究及び開発)に係る事項	3. 国際クリアリングハ	ウスへ	の提供等	穿を希望	星しない	ハ情報		4. 報告の区分				
(1)国際遵守証明書の固有の識別記号	(2) 当該遺伝資源の利用に併せて利	a) 報告者自	目らが遺伝資源を利用	(1)国際クリアリングハウス	(2)環境	竟省ウェ	ブサイ	<b> </b>			a)第2章第1の1(取得者による報告)				
	源に関連する伝統的な知識を取得して	て我が国に持ち込んだ場合	b) 報告者が	いら譲り受けた別の者が遺伝資源を利用	(報告者に係る情報)	る報情告	I I	伝る	5 利	報	補	b)第2章第1の2(1)(人の健康に係る緊急事態の収束後の報告)			
※一つのIRCCに含まれる遺伝資源につい	IPLCの情報に基づく事前の同意又は	IPLCと相互に合意する条件を設定	c) その他	(具体的な内容)	1		1 1	統引		告	足 (補足事項があれば具	c) 第2章第1の2(2)(人の健康に係る緊急事態の発生・収束時点を特定困難な場合の報告 d)第2章第1の3(輸入者等による任意報告)			
て分けて報告したい場合は、同じIRCCの						報 者		的項	良に	σ 	事 体的に記述)				
行を複数作成する。	該知識を取得	※IPLC: 先住民の社会又は地域社会				係	記	識	すか	分	4	e)第2章第5の1(3)(遺伝資源利用者による任意報告)			
ABSCH-IRCC-○○-△△△△△ - □			а	_	V	V						b			
ABSCH-IRCC-●●-▲▲▲▲▲ - ■	V	<b>'</b>	С	未定					V			a			
ABSCH-IRCC-●●-▲▲▲▲▲ - □		Section 1	а	_					V			a			

(样式筆	2	밁	鍃

1. 遺伝資源の適法な取得に係る事項											2. 遺伝道	資源の利用(研究及び開発)に係る事項	3. 国	際クリアリングハウスへの提供等をす	4	4. 報告の区分											
											に併せて利用することを目  連する伝統的な知識を取得			(1)国際	景クリアリングハウス				(2)環均	省ウェブサイト				а	a)第2章第1の1 (取得者による報告)		
	許可証のタイトル等 (※各行と、別添しま 計可証等の写しの対に 関係が分かるように、 許可証のタイトル等の 固有の名称を記載)	т. п	英語	③許可証等の発 給日	④許可証等の有 効期限	⑤提供者	英語	⑥遺伝資源		⑧商業的又は 非商業的な利   用の別	IPLCの情報に基づく事前 の同意又は当該社会の承 認及び関与によって当該 知識を取得	IPLCと相互に合意する条 件を設定し、当該知識を	c) その他	から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用 (具体的な内容)	報告者に係る情報	報告に係る選佐費選 提 起 計 総 計 効 計 提 有 M 供 報 目 可 別 服 証 在 有 日 可 別 服 証 在 日 可 別 服 証 在 日 可 別 服 証 在 日 日 の の の の の 免 免 免 有 の の	業 商			(=	提供国籍日証等の発	月可供無	M 薬 商	統 用 的 に	報 橋 足 専 項 (橋足事項カ 体的に配述)	_ c があれば具	)第2章第1の3(輸入者等による任意報告) )第2章第5の1(3)(遺伝資源利用者による任意報告)
eria	•••	国家生物多様性局	National Biodiversi Authority	2017.O.O	2019. 🔾 . 🔾	国家生物多様性局	National Biodiversity Authority	000	有	商業的な利用			а	_		•					~					a	3
ya	•••	国家保護地区審議会	National Council of Protected Areas (CONAP)	2017.●.●	2022. ••	〇〇大学	University of OO	•••	有	非商業的な利用	V	,	С	未定	v			•		V				V		t	
																1 1 1 1 1	1		1		1   1		1				

## (様式第3別紙)

1. 報告に係る遺伝資源	2. 遺伝資源の利用の状況			3. 遺伝資源の利用の分野 (該当するもの全てにチェック)									リアリン	ングハ	ウスへ	4. 報告の区分								
(1)報告に係る遺伝資源	a) 遺伝資源	を利用中である。	a)化粧	b)医薬	c)食料	d)植物	e)その	f)非商業	g)その	(内容)	(1)国際クリアリングハウス (							境省ウ	ェブサ	ナイト				a)第2章第5の1(1)(取得者による報告)
※対応する、取得に係る報告情報を特定できるよう、IRCC識別記号、環境省ウェブサイト上の管理番号等を記載する。	1.5	b) 遺伝資源を利用していたが、現在は利用していない。 い。 c) その他 (内容)			品又は † 飲料品	1	1	的の研	1		報告		用の	用の分	足事		報告	資 告 源 に 係	用の状	利用の分野	告の区	足事		b)第2章第5の1(3)(遺伝資源を利用する者による任意の報告)
管理番号○○	а			~				~			V						~							a
ABSCH-IRCC-○○-△△△△△△ - □	С	遺伝資源を利用せずに廃棄した							~	利用していない		~						~						b